

議案第47号

鹿屋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
鹿屋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年9月4日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
鹿屋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年鹿屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、本案を提出するものである。